

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 24 日 (月) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※) (会 計 課 取 扱 い) 1

告 示

- 鹿 児 島 県 指 定 金 融 機 関 事 務 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※) (会 計 課 取 扱 い) 3

規 則

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成26年 2 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 3 号

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 証 紙 条 例 施 行 規 則 (昭 和 39 年 鹿 児 島 県 規 則 第 3 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 第 1 中 「 一 般 旅 券 渡 航 先 追 加 手 数 料
一 般 旅 券 記 載 事 項 訂 正 手 数 料 」 を

「 一 般 旅 券 渡 航 先 追 加 手 数 料 」 に 改 め る。

別 記 第 13 号 様 式 中 「 現 在 数 量 」 を 「 現 在 数 量
金 額 」 に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 中 別 記 第 13 号 様 式 の 改 正 規 定 は 公 布 の 日 か ら , そ の 他 の 規 定 は 平 成 26 年 3 月 20 日 か ら 施 行 す る。

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平成26年 2 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 4 号

鹿 児 島 県 会 計 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 会 計 規 則 (昭 和 62 年 鹿 児 島 県 規 則 第 30 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 記 第 14 号 様 式 中

「 特 定 業 務 番 号 | 出 納 機 関 | 」 を

「 出 納 機 関 | 」 に

改 め る。

別記第16号様式その2中

調定額	合計調定額	過誤納額	収入未済額
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----
-----	-----	-----	-----

を

調定額	合計調定額	過誤納額	収入未済額	納入期限
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日
-----	-----	-----	-----	年 月 日

に

改める。
別記第17号様式及び別記第18号様式中

特定業務番号	-----	出納機関	-----
出納機関	-----		

を

に

改める。
別記第100号様式その1中

修繕料	年間稼働日数	走行距離	累計走行距離
円	日	km	km
修繕料 (円)	年間稼働日数 (日)	走行距離 (km)	累計走行距離 (km)
-----	-----	-----	-----

を

に

改め、同様式その2中

修繕料	航進距離	航海日数
円	km	km
修繕料 (円)	航進距離 (km)	航海日数 (日)
-----	-----	-----

を

に

改め、同様式その3中「

修繕料
円

」を「

修繕料（円）

」に改め、同様式その4及びその5中「修繕料」を「修繕料（円）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第157号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成26年2月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（収納済の報告）

第10条 総括指定金融機関は、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関から領収済通知書（歳入歳出外現金に係るものを除く。）の送付を受けたときは、会計管理者に、当該領収済通知書に記載されている事項について歳入日ごとに記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を送信するとともに、総括日計表（別記第4号様式）及び当該領収済通知書を送付しなければならない。

2 総括指定金融機関は、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関から領収済通知書（歳入歳出外現金に係るものに限る。）の送付を受けたとき、又は会計管理者から歳入歳出外現金に係る支払依頼総括表及び支払依頼内訳書の送付を受けたときは、会計管理者に、当該領収済通知書に記載されている事項及び会計管理者から送信された口座振替分のデータのうち当該歳入歳出外現金に係る事項について歳入日ごとに併せて記録したデータを送信するとともに、総括日計表及び当該領収済通知書を送付しなければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項第2号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め、同項第3号中「請求データ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を「当該隔地払に係るデータ」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。